

○ 派遣元事業主が講すべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十七号）

改 正 案	現 行
<p>第一 派遣元事業主が講すべき措置</p> <p>二 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置</p>	<p>第一 派遣元事業主が講すべき措置</p> <p>二 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置</p>
<p>(一) 労働者派遣契約の締結に当たって講ずべき措置</p> <p>派遣元事業主は、労働者派遣契約の締結に当たって、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除が行われる場合には、派遣先は派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること及びこれができないときには少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされることにより生ずる損害である休業手当、解雇予告手当等に相当する額以上の額について損害の賠償を行うことを定めるよう求めること。</p>	<p>(一) 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置</p> <p>派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあつせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確</p>
<p>(二) 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置</p> <p>派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあつせんを受ける等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者</p>	

保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たつて、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当の支払等の労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）等に基づく責任を果たすこと。さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇しようとするときであっても、労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）の規定を遵守することとはもとより、当該派遣労働者に対する解雇予告、解雇预告手当の支払等の労働基準法等に基づく責任を果たすこと。

の新たな就業機会の確保を図ること。また、労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を解雇しようとする場合には、当該派遣元事業主は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）等に基づく責任を果たすこと